

産婦健康診査にかかる費用助成について（依頼）

津市では、産婦健康診査にかかる受診費用の助成を実施しています。津市に住所を有する産婦が受診された場合は、お忙しいところ恐縮ですが、下記のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

記

1 津市産婦健康診査の助成できる回数と金額について

対象者1人につき2回以内（1回目は産後2週間前後、2回目は産後1か月前後で、受診期限は出産後62日以内）です。助成金額は各回上限5,000円で、健診費用と比べて低い額を助成します。

2 健診項目及び産婦健康診査結果票について

津市が交付する「母子保健のしおり」の中の産婦健康診査結果票（以下「結果票」）にある健診項目について実施していただき、結果の記載をお願いします。結果票は、A票B票（受診者の助成申請用）、C票（医療機関、助産所の控え用）の3枚複写です。

3 助成方法について

下記の（1）もしくは（2）の方法で御対応ください。どちらの場合も、受診者に領収書等を発行してください。ただし、エジンバラ産後うつ病質問票によるこころのチェックの実施がない場合は、津市の産婦健康診査の対象になりません。

- （1）「津市産婦健康診査に係る権限の委任書」（以下「委任書」）を提出した受診者には、健診費用から助成額（上限5,000円）を差し引いた自己負担額を徴収してください。その後、別添の「報告書（兼）請求書」と記入済みの委任書、結果票（A票、B票）を津市に御提出ください。産婦が委任書を持参されなかった場合は、見本に添付しました委任書を使用してください。
- （2）「津市産婦健康診査に係る権限の委任書」による対応が困難な場合、本人から健診費用全額を徴収してください。受診後に受診者からの津市の費用助成の申請に基づき津市から直接本人へ費用助成をします（本人への助成金は上限5,000円です）。

4 検査項目の省略又は追加について

各回ともエジンバラ産後うつ病質問票によるこころのチェックの実施がない場合は、津市産婦健康診査の対象になりません。また、結果票に記載された検査項目以外の検査を追加した場合は、当該検査項目は助成の対象とはなりません。受診者に検査項目について十分に説明し、受診者の同意を得て健診をしていただきますようお願いします。

5 結果票の記載漏れに係るお願い

記載漏れがあった場合は、受診者の了解を得て、医療機関、助産所に健診内容の問い合わせをすることがありますので、御協力をお願いします。

6 お問い合わせ先について

産婦健康診査について、御不明な点は下記へお問い合わせください。

津市役所 健康づくり課

〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1

電話：059-229-3310 FAX：059-229-3346

産婦健康診査を受診される皆様へ

出産後のお母さんの体調や授乳・育児の状況を確認するために、産後2週間及び産後1か月の産婦健康診査を、下記医療機関等に委託して実施しています。産後は心身ともに体調を崩しやすい時期です。産婦健康診査を受けて、出産後の体調を確認しましょう。

1. 診査内容項目以外の検査が実施された場合は、実費負担となりますのでご注意ください。
2. ご本人以外の方は使用できません。
3. 結果票は複写式になっています。受診時は、産婦健康診査結果票[A]～[C]の太線内を全て記入（ボールペンで強く書いてください）し、医療機関等へ提示してください。また、記載する住所は、住民票登録地を記入してください。
4. この結果票は三重県に住所を有する方しか使用できません。転出された場合は、転入先の市町村にお問い合わせください。
5. 健診結果票は、母子保健事業のために使用しますので、このことを同意のうえ受診してください。なお、個人情報の扱いには細心の注意を払い、母子保健事業以外には使用しません。
6. 県外の医療機関等で受診する場合は、裏面をお読みください。

産婦健康診査を受診できる医療機関等
三重県内委託医療機関等

県外で産婦健康診査を受診される皆様へ

里帰りなどで産婦健康診査を県外の実施医療機関で受診する場合も、費用の助成を受けることができます。

下記の①もしくは②の方法で受診してください。

①（実施医療機関にて費用助成にかかる請求を委任できる場合）

右記の「津市産婦健康診査に係る権限の委任書」を記入し、受診する医療機関窓口へ提出する。

1回につき上限5,000円の助成を受けることができます。

健診費用が5,000円を超える場合の差額は自己負担での支払いが必要です。

②（①の方法で受診ができない場合）

全額自己負担にて受診後、保健センターにて費用助成の申請を行う。

後日、お振込みにて（1回につき上限5,000円）を返金します。

◎申請に必要なもの

- ・津市産婦健康診査結果票[A][B]
(受診医療機関にて結果を記載したもの)
- ・領収書(受診者名、受診日、支払った金額、医療機関名がわかるもの)
- ・津市産婦健康診査受診費用助成申請書
(保健センター窓口で配布、市ホームページからもダウンロード可能)

産婦健康診査の取り扱いについて

＜医療機関等向け＞

1. 結果票は、3枚複写になっています。

[A][B]—費用請求時に添付してください。

[C]———医療機関の控えとなります。

2. 費用の請求について

結果票[A]～[C]に必要事項を全て記入の上、[A][B]を、「健康診査請求書」に添付し、受診者の住所地（住民票のある）の市町村あてに、翌月の10日までに提出してください。請求できる額は、各市町長と医師会長、助産師会長、委託医療機関との間に契約を締結した額です。



津市ホームページはこちら



津市 産婦健診

ご不明な点等ありましたら、最寄りの保健センターまでご相談ください。

津市 健康づくり課

☎059-229-3310

令和7年

津市産婦健康診査に係る権限の委任書

令和 年 月 日

(宛先) 津市長

(申請者本人)

住 所 (Address) 〒

津市

ふりがな

氏 名 (Name)

生年月日 (Date of birth)

昭和・平成 年 月 日

電話番号 (Tel)

私は、産婦健康診査にかかる費用の請求及び受領について産婦健康診査を受ける協力医療機関を代理人と定め、その権限を委任します。

(協力医療機関記入欄)

実施年月日 年 月 日

協力医療機関名

診察医師名

津市産婦健康診査実施報告書（兼）請求書

産

医療機関の所在地及び郵便番号、名称、開設者氏名
津市長 あて
〒
住所
医療機関名
氏名 印
TEL

産婦健康診査費の助成金（令和 年 月分）の支払を受けたいので、次のとおり請求します。

請求金額									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

区分	健診単価（円）	件数（件）	請求額（円）
☐ 1回目	5,000 円	件	円
☐ 1回目	円	件	円
☐ 2回目	5,000 円	件	円
☐ 2回目	円	件	円
計		件	円

（注１）健診単価が5,000円未満の場合は、チェック欄に記入後、その額を請求してください。

支払方法	1 口座振替 2 小切手 3 納付書	振込先金融機関		
		(金融機関)		(店舗名)
		(預金区分)		
		口座番号	フリガナ	
			口座名義人	

＜請求書送付先＞
〒514-1192 津市久居新町 3 0 0 6 番地
津市久居保健センター（ポルタひさい1階）
TEL（059）255－8865
FAX（059）255－1999

請求書番号	